

平成30年7月1日から飼料添加物として 「硫酸コリスチン」が**使用禁止**となります。

◇注意事項◇

◎「硫酸コリスチン」が平成30年7月1日から飼料添加物の指定が取り消されます。

◎同日以降は、硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を販売・授与のために製造・保存する、又は使用することは飼料安全法に違反することになります。

○施行日後に硫酸コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を在庫として保存したり、誤って家畜に給与しないでください。

○施行日までに在庫を使い切るよう、計画的に購入しましょう。

○飼料を使用する前に硫酸コリスチンが含まれていないか飼料添加物の表示を確認しましょう！



【硫酸コリスチンが含まれる飼料】

牛（ほ乳期用）、豚（ほ乳期用、子豚用）、ブロイラー用鶏（前期用・後期用）、ブロイラー用以外の鶏（幼すう用、中すう用）

【指定取消の趣旨】

食品安全委員会のリスク評価において人の健康に悪影響を及ぼす恐れがあると評価されたため、農林水産省が飼料添加物としての指定を取り消すことを決定しました。

○詳細は、農林水産省HPに掲載されています。

飼料添加物「硫酸コリスチン」の指定取消しについてを御覧ください。

URL:<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/attach/pdf/index-24.pdf>

○ご不明な点は、下記にお問い合わせ下さい。

畜産課（飼料・環境） TEL：024-521-7364

中央家畜保健衛生所 TEL：0247-57-6131

県北家畜保健衛生所 TEL：024-531-1301

会津家畜保健衛生所 TEL：0242-25-0599

相双家畜保健衛生所 TEL：0244-24-3451

